

令和4年4月13日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社三菱UFJ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
鎌ヶ谷支店	千葉県鎌ヶ谷市富岡1-1-2	千葉県船橋市本町3-2-3	令和4年4月18日
中央市場支店	大阪府大阪市福島区野田1-1-86	大阪府大阪市福島区吉野3-27-19	令和4年4月18日
池上支店	東京都大田区池上4-32-11	東京都大田区蒲田5-12-6	令和4年4月25日
久米川支店	東京都東村山市栄町2-9-14	埼玉県所沢市日吉町11-19	令和4年5月16日
岸和田支店	大阪府岸和田市宮本町1-18	大阪府岸和田市宮本町1-8	令和4年5月16日
入間支店	埼玉県入間市豊岡1-4-1	埼玉県所沢市日吉町11-19	令和4年5月23日

（2）変更の理由

店舗の移転のため